

当局による取締り強化・厳罰化の傾向、最近の摘発事例も踏まえた

中国「商業賄賂」を発見する監査とコンプライアンス体制構築のポイント

～法規制の整理、具体的な監査内容と実施方法、行動基準の明確化・内部通報制度の活用と有事対応～

●日 時● 2019年 1月 29日 (火) 13:30 ~ 17:00

●会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

講 師

黒田法律事務所 代表弁護士 黒田 健二 氏

【略歴】高校時代から司法試験予備校に通い、大学を1年で中退した翌年、1983年度の司法試験に全国最年少の20歳で合格。1986年東京弁護士会登録(第38期)。1990年、中国・復旦大学法学部に留学。1995年に黒田法律事務所を設立。2004年、中国・上海市に上海事務所、2007年、北京にKLO投資コンサルティング有限公司、2009年に日本の法律事務所初となる台湾事務所を設立。同年、台北律師公会外国法事務律師登録。中国語・英語に堪能で、国際案件および交渉の経験も豊富。日本経済新聞社「2010年で活躍した弁護士ランキング」の外国法部門第2位に選ばれる。

【著書】『人治国家 中国のリアル』、『Q&A 中国進出企業の労務ハンドブック』、『中国進出企業のビジネス・法律実務トラブル対策事例』、『図解でわかる デジタルコンテンツと知的財産権』他論文多数

◆ 開催にあたって

中国市場でビジネスを優位に展開したい日系企業にとって、現地取引先へのリポートや、帳簿に未記載の値引き行為などが「商業賄賂」と見なされ、摘発されるリスクが高まっています。特に近年、中国当局は汚職腐敗に対する取締りの強化・厳罰化を進めており、外国企業の摘発事例も増加していることから、今後はより一層の注意が必要です。

本講座では、中国「商業賄賂」をめぐる動向・法規制の概要を整理した上で、賄賂行為の発見に有効な現地法人への監査の具体的な進め方(書類調査・ヒアリング調査)について、実際に発見された違反事実の例なども挙げつつ解説していきます。

更には、行動規範基準(マニュアル)の制定や内部通報制度の構築・活用など、賄賂行為の防止・発見策として整備すべきコンプライアンス体制のポイントや、万が一当局の立入調査を受けた際の有事対応についても、併せて検証していきます。

≪詳細は裏面をご覧ください≫

●受講料● 1名(税込み、資料代含む)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

●正会員の登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。

(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)

●お申込み後(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。

●最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。

●本申込書をFAXでお送りいただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、番号をお間違えないようご注意ください。

一般社団法人企業研究会

担当：上島 E-mail kamijima@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 MFPR 麹町ビル 2F

TEL 03-5215-3516/FAX 03-5215-0951

申込方法 ホームページからのお申込みが便利です。https://www.bri.or.jp

企業研究会セミナー

検索

*セミナーの最新情報もご覧いただけます。

181874-0302(※)		2019.01.29	
申込書 中国「商業賄賂」を発見する監査とコンプライアンス体制構築のポイント			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

【個人情報の利用目的】お客様の個人情報は、お申込受付後のご連絡やご請求等を行うため、また、ダイレクトメールの発送等、当会主催の各種事業をご案内するために利用させていただきます。

当局による取締り強化・厳罰化の傾向、最近の摘発事例も踏まえた

中国「商業賄賂」を発見する監査とコンプライアンス体制構築のポイント

～法規制の整理、具体的な監査内容と実施方法、行動基準の明確化・内部通報制度の活用と有事対応～

- 解説 -
13:30

■講師 黒田法律事務所 代表弁護士 黒田 健二 氏

I. 中国「商業賄賂」のリスクと近時の動向

- (1) 商業賄賂のリスクと予防の難しさ
- (2) 当局による取締り強化・厳罰化の傾向
- (3) 最近の摘発事例（G社事件の判決／F社子会社の事件の判決）

II. 中国「商業賄賂」に対する法律上の規制

- (1) 反不正競争法（2017年全面改正）、刑法による規制の概要（構成要件と罰則）
 - ・立件・訴追基準（基準額）と留意点
 - ・第三者（コンサルタント会社、代理店等）を介在させ、利益供与を行った場合はどうなるか？
- (2) 商業賄賂と非商業賄賂の区別（リベートと所定の条件を満たす値引き行為との違い）
- (3) 商業賄賂の例外
 - ・食事接待費、訪問時の手土産、販売促進に関わる贈答品などは、商業上の慣習として許されるか？
- (4) 罰則が重くなる公務員との区別
 - ・国有企業の従業員、国立病院の医師などは、公務員にあたるか？

III. 商業賄賂行為を発見するための監査

- (1) 商業賄賂対策としての監査の重要性（監査の目的、監査の概要）
- (2) 具体的な監査の内容及び実施方法（書類調査、ヒアリング調査）
- (3) 効果的な監査に必要な調査対象書類
 - ・調査対象となる書類・規定類等の具体例、及びそれらを調査する意義
- (4) 監査結果の効果的な活かし方
- (5) 監査によって発見されるコンプライアンス違反事実の例

IV. 商業賄賂対策として求められるコンプライアンス体制の構築

- (1) 中国現地法人におけるコンプライアンス部門の設置
 - ・現地子会社のコンプライアンス部門と本社のコンプライアンス部門の役割
- (2) コンプライアンスマニュアル（行動規範基準）制定による基準の明確化
 - ・コンプライアンスマニュアルの具体例（禁止される行動類型、価格、回数の規制など）
- (3) 予防策としての帳簿への記載
 - ・帳簿への記載を行っても反不正競争法によって処罰されたケース
- (4) 早期発見に向けた内部通報制度の構築、活用のポイント
 - ・中国現地法人で完結する仕組みとする場合の課題
 - ・日本の本社で一括管理する場合の課題
- (5) 継続的な社員研修（実効性のある研修プログラムの具体例）

V. 商業賄賂の疑いで当局の立ち入り調査を受けた際の対応方法（有事対応）

- (1) 工商局による摘発の流れ
 - ・摘発のきっかけ、当局の摘発プロセスの理解の重要性
- (2) 工商局が目指すポイント
- (3) 企業の対応すべきポイント
 - ・社内・社外調査の進め方、従業員との利益が対立するリスクの把握

17:00